

第8章

景観地区等の指定の方針



古路瀬溪谷

8 景観地区等の指定の方針

8-1 地区の指定方針

景観地区は、法第 61 条の規定に基づき、都市計画区域または準都市計画区域において、市街地の良好な景観の形成を図るために定めるもので、都市計画決定を要します。

準景観地区は、法第 74 条の規定に基づき、都市計画区域及び準都市計画区域ではない地域において、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている地域の景観保全を図るために指定するものです。

景観重点地区は、桐生市景観条例に基づき、景観計画区域のうち、特に一体的な景観の形成又は保全を図る必要があると市長が認める地区について、その取組を支援するため、市長が指定するものです。景観重点地区では、住民や事業者等の合意に基づき、地区固有の景観形成や保全を図るための基準を定めることができます。景観重点地区から法定地区への将来的な移行に向け、良好な景観の形成・保全の推進が望まれます。

また景観地区等の指定と併せ、景観協定など法や条例に基づく諸制度の活用等を図ります。

景観地区等は、今後の当市の景観形成において特に重要となる地区、規範となるべき地区であるとも考えられ、設定にあたっては十分な配慮が必要です。地区の設定にあたっては、地区の住民・事業者の合意のもと、住民・事業者の自発的な景観形成への取組が行われる地域について、景観地区等を指定し、その位置付けを明確にしていきます。

景観地区等の指定にかかる市民等からの提案については、法第 11 条に規定する提案制度により行うことができます。

8-2 地区の指定候補地

当市における景観形成を考えるうえで特に重要と考えられる地区、規範となるべき地区について、その指定候補地を「都市的地区」「歴史的地区」「自然的地区」に分類して示します。

(1)都市的地区

都市的地区は、市の内外から多くの人々が集まり、活動し、交流するエリアで、当市の顔としての良好な景観形成が望まれる地区です。

①中心市街地地区

本町三丁目から錦町三丁目の本町通り沿いと末広町から本町五丁目の末広町通り沿いにある商店街及びその周辺について、それぞれの商店街の特徴を生かした個性ある景観整備を目指す。

②桐生駅周辺地区

当市の主たる玄関口である JR 桐生駅を中心に、官公庁施設や学校、店舗などが集中する当市の中心地として、その役割に相応しい景観と機能を有する整備を目指す。

③新桐生駅周辺地区

都心からの来訪者を迎える、当市の玄関口として、その役割に相応しい景観と機能を有する整備を目指す。

④相老駅周辺地区

東武鉄道の急行列車停車駅であり、周辺地域の玄関口としての景観形成が望まれるほか、駅周辺には大規模工場もあり、近隣の住宅地との景観の調和が望まれるため、相老駅を核とした良好な景観整備を目指す。

(2)歴史的地区

歴史的地区は、当市の豊富な歴史景観を代表して後世へ伝えていく必要のあるエリアで、地域の歴史・文化等に配慮した良好な景観の保全・形成が望まれる地区です。

①天満宮周辺地区

桐生新町伝統的建造物群保存地区を中心に、群馬大学理工学部や、のこぎり屋根の建物が点在する東久方地区などについて、当市の発展の歴史を刻む特徴ある景観の保全・活用を目指す。

②宮本町地区

当市の中でも古い歴史を有する美和神社、西宮神社の西側区域を中心に、歴史的な面影を伝える建築物が多く残る宮本町二丁目～三丁目の市街地部について、その保全・活用を目指す。

③柄杓山城跡周辺地区

中世期に当市の中心として栄えた柄杓^{ひしやくやま}山城跡とその周辺に点在する寺社を含む地区について、当市形成の核となった歴史的景観の保全・活用を目指す。

④彦部家住宅周辺地区

室町時代末期から続く国指定重要文化財彦部家住宅とその周辺にある賀茂神社などの寺社を含む地区について、その歴史的景観の保全と活用を目指す。

⑤中塚古墳周辺地区

古墳時代終末期の中塚古墳をはじめ、武井廃寺塔跡や谷津館跡、新田義貞公首塚など、新里地域及びその周辺地域の歴史的・文化的変遷をたどることができる遺構を含む地区について、その歴史的景観の保全と活用を目指す。

⑥山上城跡公園周辺地区

山上城跡公園や周辺にある国指定重要文化財山上多重塔などを含む地区について、地域で育まれてきた歴史的・文化的資源の保全も含めた歴史的景観の保全と活用を目指す。

⑦武井遺跡公園周辺地区

旧石器時代の出土品が大量に発掘されている武井遺跡公園周辺の地区について、その歴史的景観の保全と周囲に広がるのどかな田園風景の保全を目指す。

(3)自然的地区

自然的地区は、当市の豊かな自然を感じ、人々の「こころのふるさと」として後世へ伝えていく必要のあるエリアで、当市の礎である美しい自然環境のうち、特に保全・育成が望まれる地区です。

①渡良瀬川溪谷地区

黒保根町を流れる渡良瀬川上流の渓谷について、美しい渓谷の水辺に四季折々の彩りを加える木々の連なりや、鉄道の車窓や道路、山頂などからの眺望景観の保全・育成を目指す。

②渡良瀬川地区

渡良瀬川のみどり市との境から下流全域とその周辺を含む地区について、当市の自然景観の骨格の一部を成す、開放感と潤いに満ちた美しい景観を守り、桐生市民の心象風景の1つとして守り育てていくことを目指す。

③桐生川地区

源流から下流まで、当市を縦断しながら様々な景観を見せる桐生川とその周辺について、源流部・上流部・中流部・下流部とそれぞれの特徴を生かした整備と保全を目指す。

④ぐんま昆虫の森周辺地区

特徴的な意匠の建造物や良好な自然景観を有する県立ぐんま昆虫の森を中心に、昆虫をはじめ多様な生物が生育する良好な環境の保全と美しい森林環境の整備を目指す。

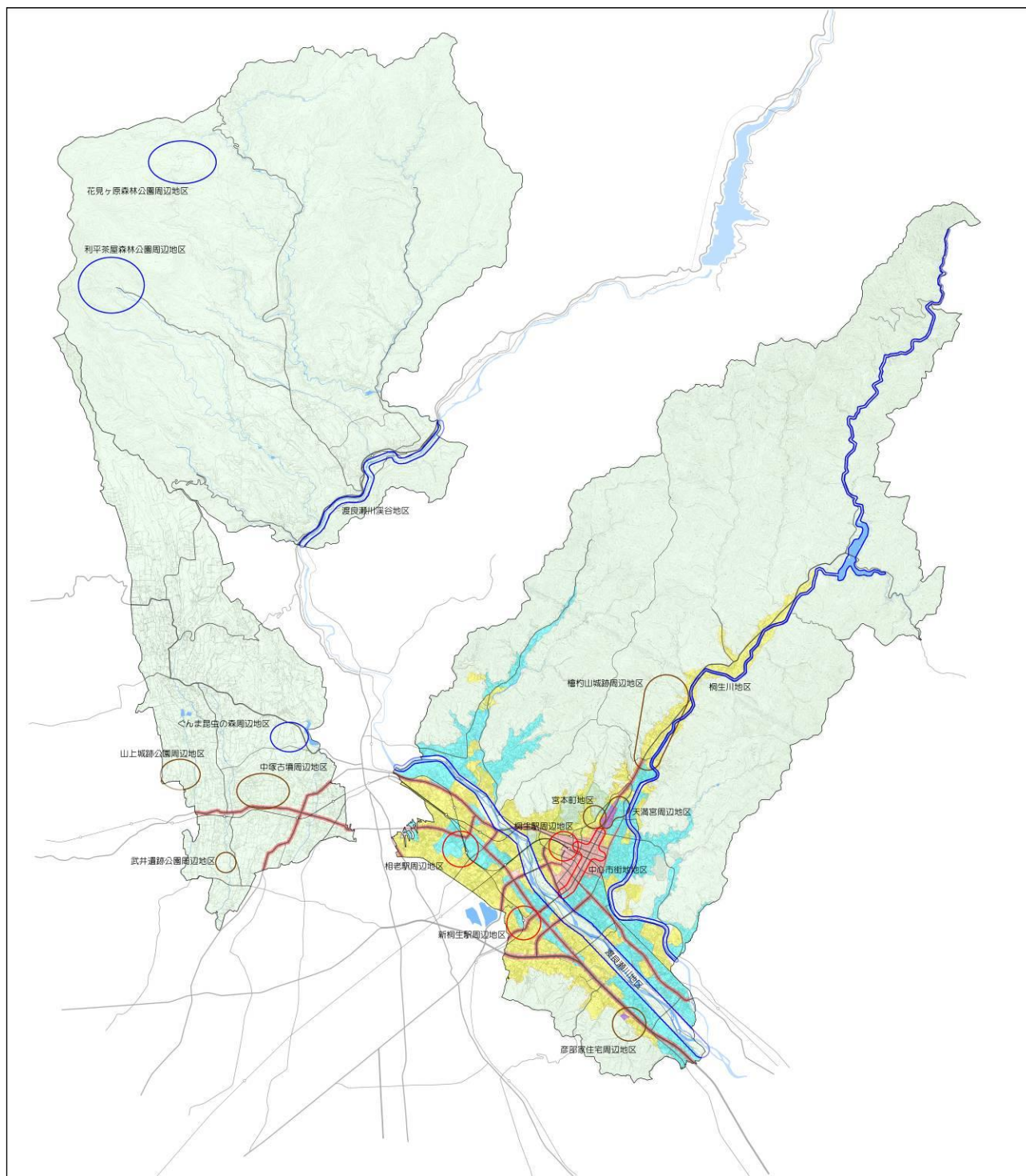
⑤利平茶屋森林公園周辺地区

赤城山東麓に位置し、良好な自然環境を生かした登山やキャンプなどの野外活動の拠点となる利平茶屋森林公園とその周辺について、その特徴を生かした保全・整備を目指す。

⑥花見ヶ原森林公園周辺地区

ツツジ類やミズナラ、シラカバなど多様な植生や、そこに生息する野鳥をはじめ多様な生物が見られる花見ヶ原森林公園及びその周辺について、良好な自然景観の保全・整備を目指す。

図 8-1 景観地区等の指定候補地



凡 例

	河川湖沼		道 路		鉄道・駅
	都市的地区的候補地		歴史的地区的候補地		自然的地区的候補地
	住宅地景観ゾーン		商業地景観ゾーン		工業地景観ゾーン
	沿道市街地景観ゾーン		歴史的景観ゾーン		自然景観ゾーン
	伝統的建造物群保存地区		風致地区		緑地・緑地保全地区

